

# 浜松湖西 豊橋道路 (愛知県区間)



都市計画の案を作成するための基本方針（案）

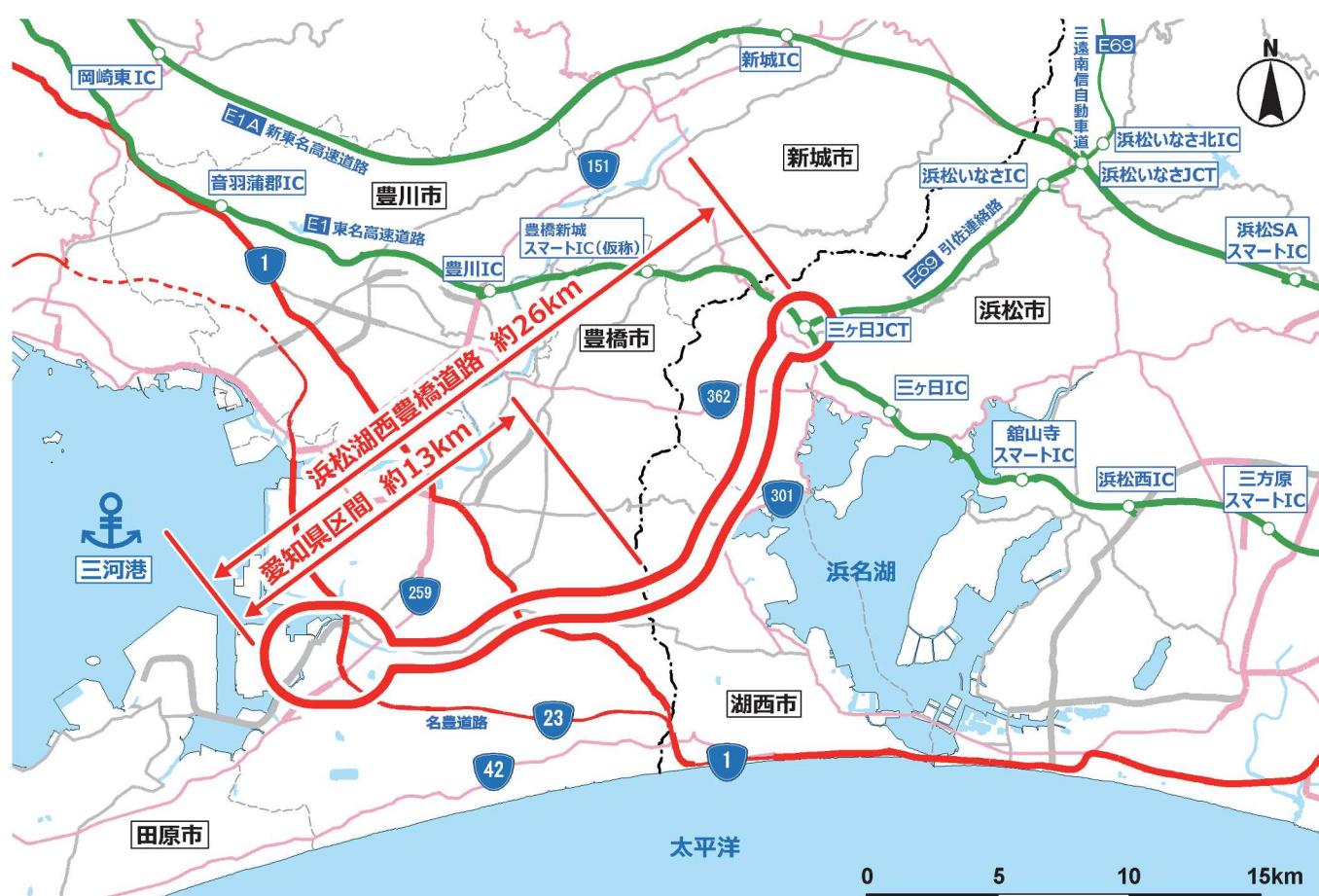


## 1 浜松湖西豊橋道路について

- 浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約26kmの自動車専用道路です。そのうち、愛知県区間は豊橋市内の約13kmです。
- 三ヶ日ジャンクションと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路(一般国道23号)等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。



### 位置図



凡例	高規格道路	開通済み（4車線以上） 開通済み（2車線）	補助国道	開通済み（4車線以上） 開通済み（2車線）
	直轄国道	開通済み（4車線以上） 開通済み（2車線） 事業中	主要地方道	開通済み（4車線以上） 開通済み（2車線）

## 2 浜松湖西豊橋道路の整備効果



### 速達性、定時性の向上による物流支援

三河港と高速道路ICを結び高速道路への移動時間の短縮が見込まれアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞を回避し定時性の向上に寄与します。



### 災害時における円滑な救援等活動及び支援物資輸送

津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の信頼性の向上に寄与します。



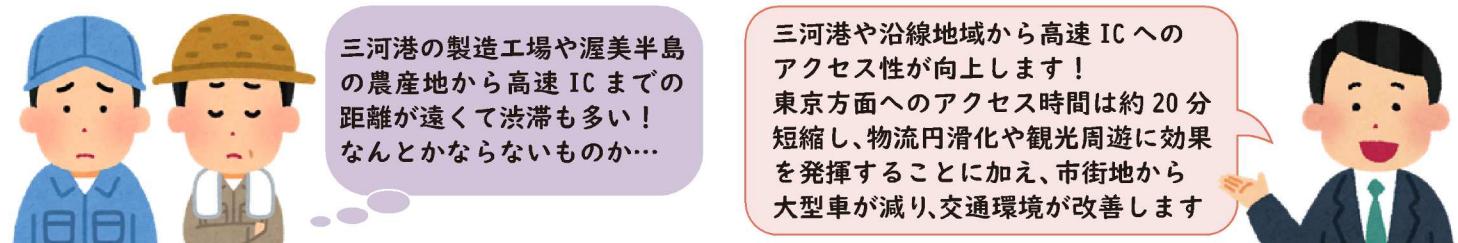
### 広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進

豊橋・三河湾地域と新城・設楽地域や西北遠地域等の観光地との相互アクセス性が向上し、観光周遊がしやすくなります。



### 市街地部における安全な走行環境の確保

現道の幹線道路や市街地の大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。



大規模災害の時に道路が分断されたらどうなるの?  
救援活動や支援物資の輸送が確保されるか心配…

高速道路から被災地、三河港から被災地への新たなルート確保により救援等活動及び支援物資輸送の確実性が向上します



## 3

## 都市計画の案を作成するための基本方針（案）

浜松湖西豊橋道路（愛知県区間）の都市計画の案を作成するための基本方針（案）を以下のとおり作成しました。

### 浜松湖西豊橋道路（愛知県区間）を都市計画に定めようとする目的

本道路は、三遠南信自動車道、東名・新東名高速道路、名豊道路（一般国道23号）等と一体となって三遠地域の社会経済活動を支えるとともに、災害時における円滑な救援等の活動及び支援物資輸送に寄与する重要な道路です。東三河都市計画区域マスタープランにおいては、「県内外を連携する広域幹線道路網の充実を図るため、その整備を推進していく路線」として位置付けています。

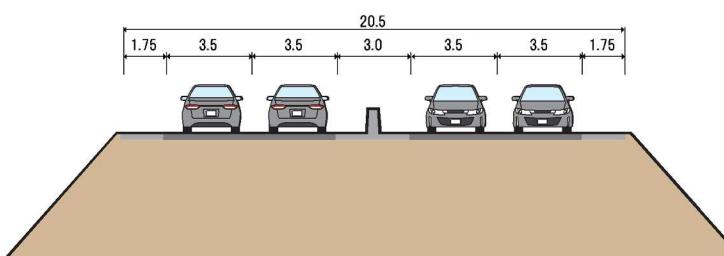
今回、浜松湖西豊橋道路（愛知県区間）を、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めようとするものです。

### 都市計画の概略の案【主な構造】

#### 標準的な横断図

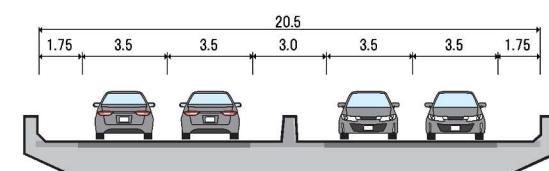
[盛土構造の例]

単位：m



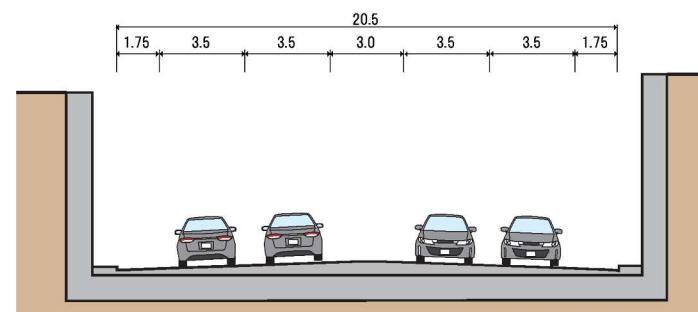
[橋梁構造の例]

単位：m



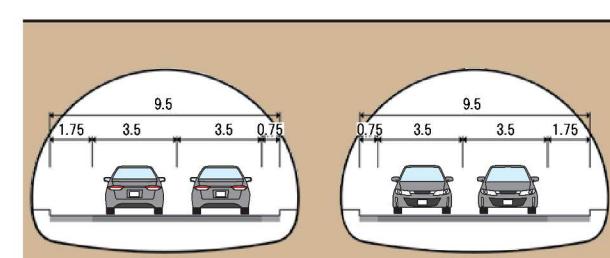
[掘削構造の例]

単位：m



[トンネル構造の例]

単位：m



※現段階の想定であり、今後の見直しによって修正される可能性があります。

### 都市計画対象道路の概要

名 称	(仮称) 浜松湖西豊橋道路（愛知県区間）*
都市計画決定権者の名称	愛知県
位 置（起 終 点）	起点・終点 愛知県豊橋市地内
延 長	約13km
道 路 種 別	自動車専用道路 第1種第3級
設 計 速 度	80km/h
車 線 数	4車線
主 な 構 造 形 式	「標準的な横断図」参照
主 な ル ー ト	「概略ルート図」参照

\*都市計画道路名としては仮称となります。

### 都市計画上の留意事項・配慮事項など

浜松湖西豊橋道路の都市計画づくりでは、以下の点に配慮して、地域にとってより良い計画となるよう努めます。

- 環境影響評価法に基づき、都市計画手続にあわせて環境影響評価を行います。都市計画の案の作成にあたっては、生活環境（大気質、騒音、振動、日照など）への影響、自然環境（動植物や生態系など）への影響、景観への影響などにできる限り配慮します。
- 概略の案については、できる限り市街地を回避するなど他の都市計画との整合を図ったものとしており、引き続き、詳細なルート、構造の決定にあたっても、周辺の土地利用や道路など他の都市計画との整合を図ります。
- 浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関連して変更を要する都市計画道路についても、あわせて都市計画の変更手続を行います。

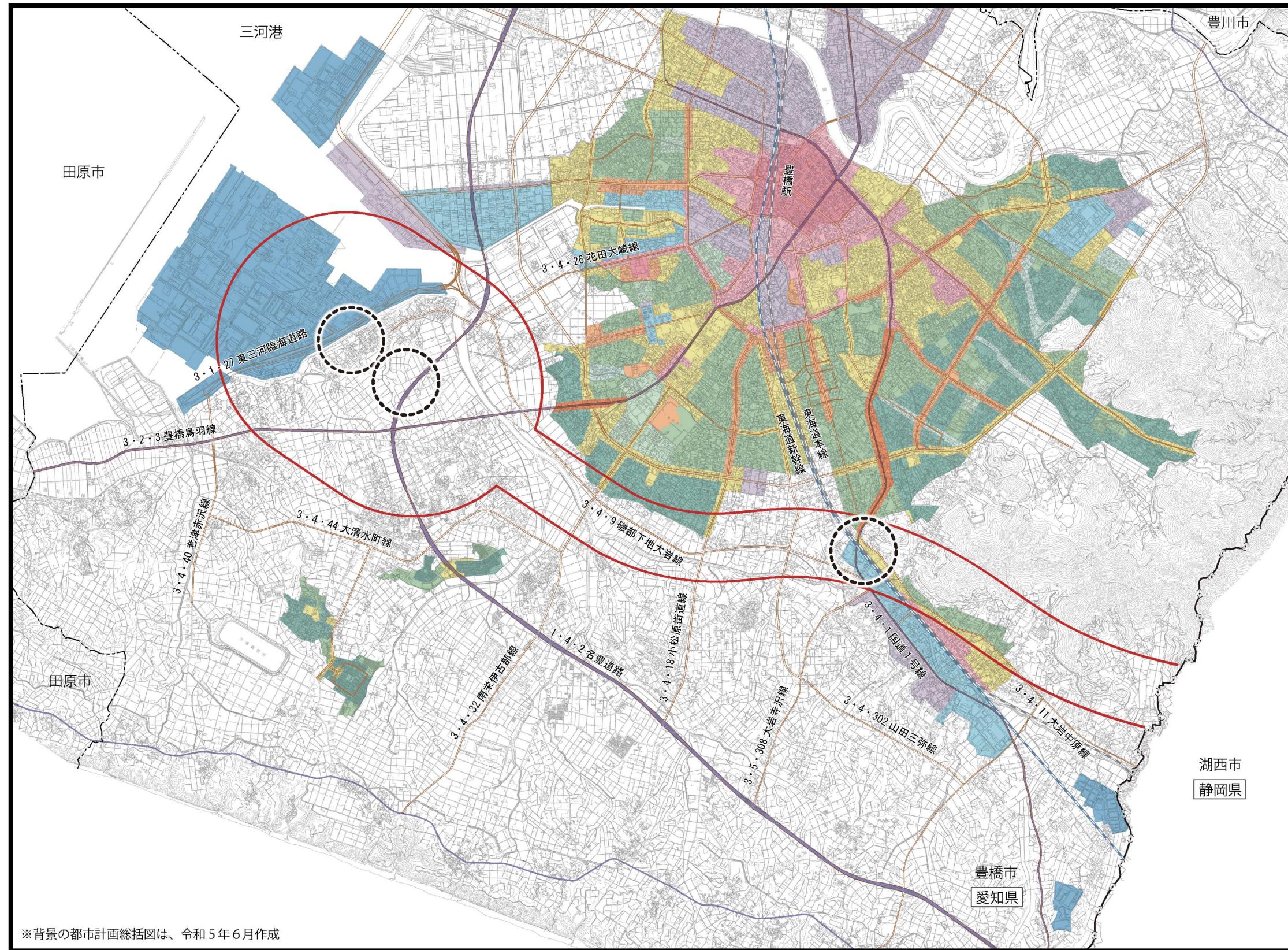
#### 「都市計画の案を作成するための基本方針」とは

- 大規模な都市計画を定める場合には、地域住民の方々のご意見をお聞きしながら、段階的に計画づくりを進めます。
- 『基本方針』は、右図の「都市計画図」のような詳しい『都市計画の案』を作成する前の、大まかな計画です。
- この基本方針の段階においても、地域住民の方々のご意見をお聞きし、きめ細やかな都市計画づくりに努めます。



## 都市計画の概略の案【概略ルート】

概略ルート図



※浜松湖西豊橋道路の具体的な区域・構造、インターチェンジ(IC)やジャンクション(JCT)の位置、形状などについては、今後、環境影響評価と合わせて詳細に検討を進めています。

※事業実施区域は海を含むように示していますが、海上を通過したり、海底を改変したりする構造物は、想定していません。

### 凡例

○ : 都市計画対象道路  
事業実施区域

--- : 県境

- - - : 市町村界

■ : 都市計画道路

— : 国道

■ : 第一種低層住居専用地域

■ : 第二種低層住居専用地域

■ : 第一種中高層住居専用地域

■ : 第二種中高層住居専用地域

■ : 第一種住居地域

■ : 第二種住居地域

■ : 準住居地域

■ : 近隣商業地域

■ : 商業地域

■ : 準工業地域

■ : 工業地域

■ : 工業専用地域

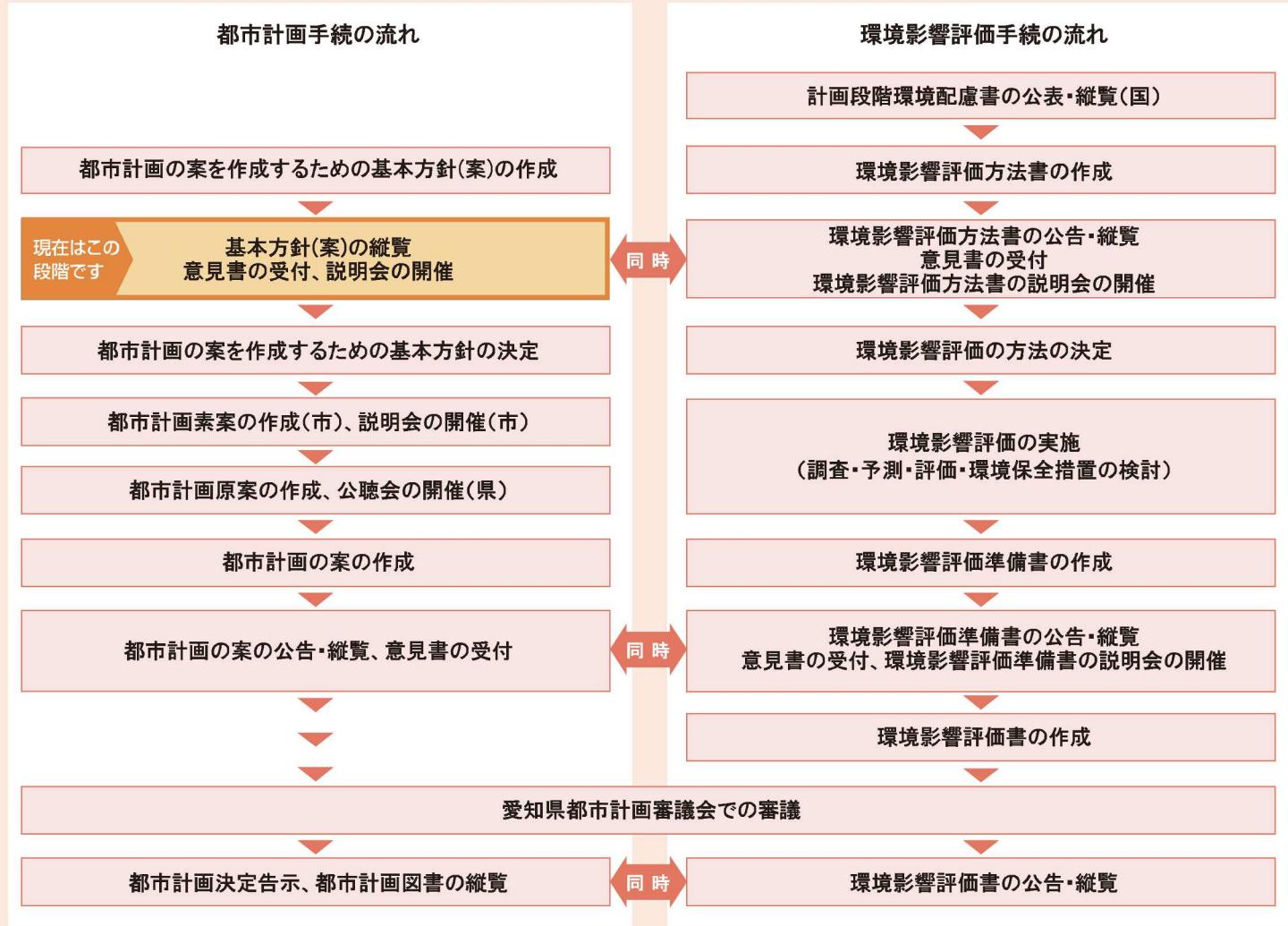
○ : 新設インターチェンジ(IC)  
ジャンクション(JCT)の  
概ねの設置位置案



0 1 2 3km

4

## 都市計画手続 及び 環境影響評価手続の流れ



## 浜松湖西道路(愛知県区間)に関する都市計画の案を作成するための基本方針(案)の縦覧について

- 縦覧期間：令和●年●月●日（●）～●月●日（●）【土曜・日曜及び祝日を除く】
  - 縦覧場所：愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課（午前8時45分～午後5時30分）、  
豊橋市都市計画部都市計画課（午前8時30分～午後5時15分）
  - インターネットによる公表：県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>  
「ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧が可能です」

## 「意見書」の提出について

基本方針（案）について、意見書を提出することができます。

- 提出先：愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課  
(〒460-8501 住所不要)
  - 提出期限：令和●年●月●日（●）必着
  - 記載が必要な事項：
    - 愛知県知事宛であること
    - 日付、意見書を提出する都市計画の名称（右記載例参照）
    - 住所、氏名、及び意見
  - その他  
様式、その他詳細は県都市計画課のホームページでご確認ください。

様式、その他詳細は県都市計画課のホームページでご確認ください。意見書は、県都市計画課のホームページからも提出できます。

〈意見書記載例〉

会和〇年〇月〇日

## 浜松湖西道路(愛知県区間)の都市計画の基本方針(案)に関する意見書

愛知県  
代表者 愛知県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_ ○ ○ 市 ○ ○  
\_\_\_\_\_ ○ ○ ○ ○  
\_\_\_\_\_ ○ ○ ○ ○

標題の件について意見書を提出します。



愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課  
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2  
TEL 052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)  
ホームページ:<https://www.pref.aichi.lg.jp/seishiki/toshi/>